

○ 道路関係四公団の民営化について

1. 民営化の目的等

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み

〈平成15年12月22日政府・与党申し合わせ〉(概要)より

- 「民間にできることは民間に委ねる」との基本原則に基づき，
 - i) 約40兆円に上る有利子債務を確実に返済
 - ii) 真に必要な道路を，会社の自主性を尊重しつつ，早期に，できるだけ少ない国民負担の下で建設
 - iii) 民間ノウハウ発揮により，多様で弾力的な料金設定やサービスを提供

2. 道路関係四公団民営化関係4法

※平成16年3月9日閣議決定(国会提出)，6月2日成立，6月9日公布・一部施行

I 高速道路株式会社法

○会社の事業等

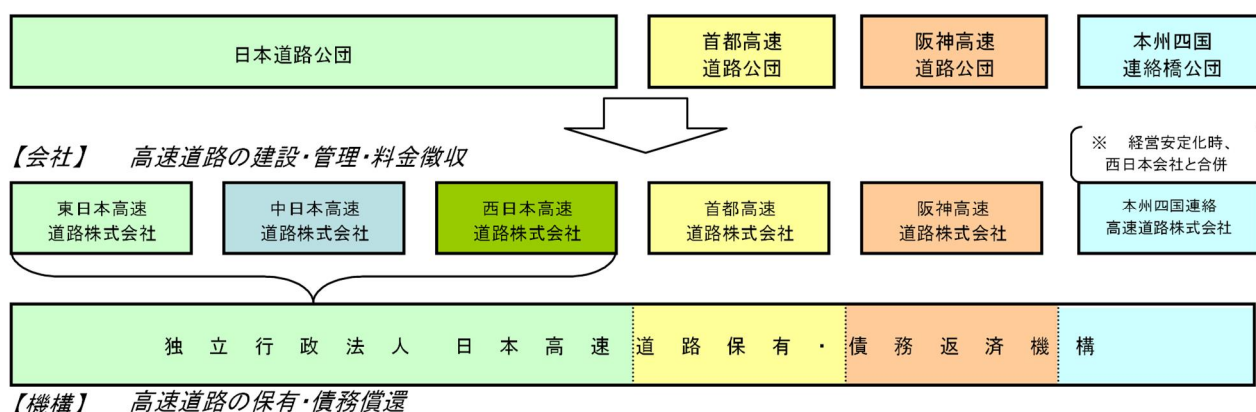
- (1) 高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として，東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社を設立。
- (2) 各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を設定。この事業範囲以外的高速道路についての事業実施も可能。
- (3) サービスエリアの運営等の関連事業も実施。
- (4) 会社は，機構と，貸付料，貸付期間等を内容とする協定を締結。

○国との関係

- (1) 政府(地方公共団体)は，総株主の議決権の3分の1以上の株式を保有。
- (2) 代表取締役の選定，社債及び長期借入金等については，国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 当分の間，政府の債務保証が可能。

○会社の合併

政府は，本四会社について，経営の安定性の確保が確実になった時点で，西日本会社との合併に必要な措置を実施。



Ⅱ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

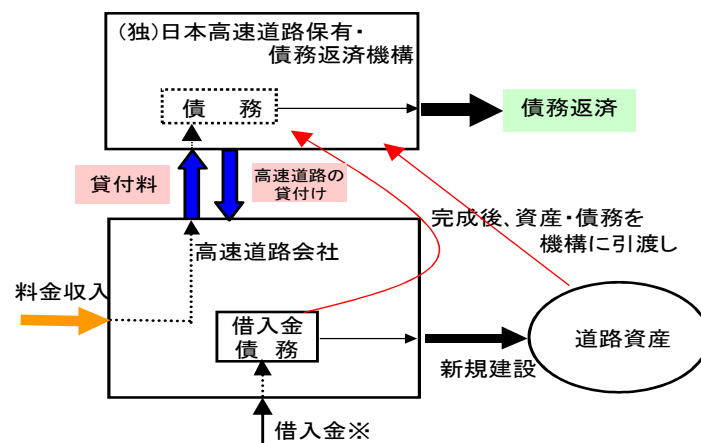
○機構の業務等

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立。
- (2) 民営化から45年後※までに、債務の返済を完了させ、解散。
- (3) 機構は、会社と、機構の業務を一体として行う必要がある全国路線網（高速自動車国道及びネットワーク型一般有料道路）又は地域路線網ごとに協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けて、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成。
- (4) 会社が建設した道路資産が機構に帰属するときに、会社が建設のために負担した債務を引き受け。
- (5) 貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。

○国との関係

- (1) 政府等の出資及び災害復旧補助が可能。機構は、これらを財源として、会社は無利子貸付け。
- (2) 長期借入金及び機構債券については、国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 政府の債務保証が可能。

【資金の流れ】



Ⅲ 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律

○道路整備特別措置法の一部改正

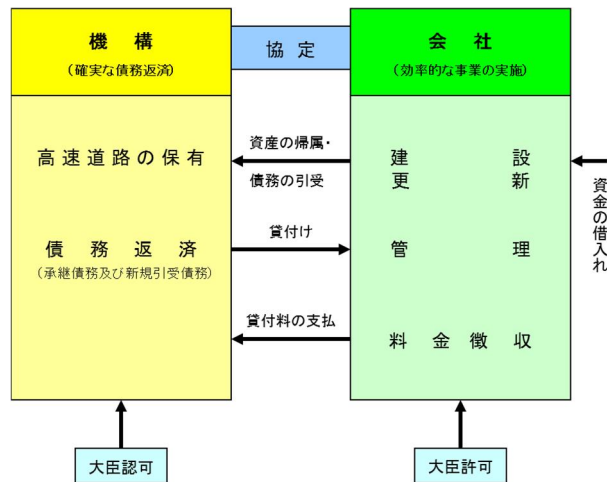
- (1) 会社は、機構と協定を締結し、工事の内容、料金等について国土交通大臣に事業許可を申請して事業を実施。
⇒公団に対する施行命令方式を廃止し、自主的経営判断に基づく申請方式
- (2) 会社が建設する高速道路は、原則として、工事完了後に機構に帰属。
⇒同時に会社が建設のために負担した債務は、機構が引き受け
(会社は貸付料支払という形で機構を通して債務を返済)
- (3) 会社は、国土交通大臣の認可を受けて、供用約款を制定。
- (4) 機構及び会社は、道路管理者の権限の一部を代行。
- (5) 料金の額は、貸付料及び会社の維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。
- (6) 料金徴収期間満了日は、民営化から45年※を上限。道路資産は、満了後に道路管理者に帰属（無料開放）。

※料金徴収期限を2050年と法定。その後、平成26年法改正により2065年に、令和5年法改正により2115年に改正。

○道路法等の一部改正

自動車専用道路と連結できる施設として休憩所等の利便施設を追加等

【会社と機構による事業実施のイメージ】



IV 日本道路公団等民営化関係法施行法

○新たな組織の設立及び公団の解散に係る手続

会社及び機構の設立手続、公団から会社及び機構への権利義務の承継等並びに公団の解散について規定。権利義務の承継等については、国土交通大臣が基本方針を定め、公団が、国土交通大臣の認可を受けて、実施計画を作成。

○業務の引継ぎ等経過措置

(1) 供用中の高速道路

既に供用中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理・料金徴収を実施。

(2) 暫定期間中の取扱い

暫定期間中（民営化後原則として6月以内）、建設中・調査中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が、建設・調査を実施。

(3) 建設中・調査中の高速道路

①民営化後原則として4月以内に、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定（複数の会社との協議制）。

②社会資本整備審議会の意見を聴いた上で、建設を行うことができない理由が正当なものであると認めるときは、指定できない。

③機構にも同様の手続を実施。

④民営化後原則として6月以内に、会社及び機構は、協定を締結し、それぞれ国土交通大臣の事業許可、業務実施計画許可を受けなければならない。

○道路関係四公団法の廃止その他関係法律の整備等（地方税法等）

○施行期日

会社及び機構は、平成17年10月1日に成立（政令において施行期日を規定）。

○検討

政府は、民営化後10年以内に、民営化関係法の施行の状況を検討して、必要な措置を実施。